

# いすみ市スポーツ協会 SUP（サップ）部 会則

## 第1条（名称）

本会は、いすみ市スポーツ協会 SUP 部と称する

## 第2条（事務局）

本会は事務局を、いすみ市岬町桑田 1809-1 に置く。

## 第3条（目的）

本会は、SUP 競技を通じ、会員相互の健康維持と親睦融和を図り、技術と体力の向上を目指すことを目的とする。

## 第4条（構成）

本会は前条に賛同する会員をもって構成する。

## 第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催、主観または後援
- (2) その他本部の目的達成に必要な事業

## 第6条（役員及び任期）

本会に次の役員を置く

部長	1名
副部長	2名
事務局長	1名
監事	2名

役員は部員の互選により定め、その任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第7条（職務）

部長は、本会を代表して会務を総理する

副部長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する

事務局長は、本会の事務を行う。

監事は、会計を監査する。

## 第8条（会議）

会議は総会と役員会とする。

総会は会長が招集し役員改選、会則の改正、予算、決算、事業計画を審議し決議する。

役員会は、会長が招集し役員改選、会則の改正、予算、決算、事業計画を審議する。

会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時議長が決する。

## 第9条（会計）

本会の経費は次に挙げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) その他

本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31までとする。

会計の決算は会計年度終了後、監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

## 第10条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は会員の総意によりこれを定める。

## 附則

この規約は令和7年4月10日より施行する